

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年7月6日 (第2回)
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	三朝町 31364
地域名 (地域内農業集落名)	竹田地区 (久原集落、曹源寺集落、加谷集落、穴鴨集落、三軒屋集落、大谷種落、田代集落、下畑集落、下西谷集落、上西谷集落、福山集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	112.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	112.9 ha
② 田の面積	112.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(全体) ・現在は、中心経営体と各個人によって農地が維持されているが、将来的には担い手が不足する。 ・新たな担い手を確保する必要があるが、急傾斜地等条件不利農地が多く、担い手確保も難しい状況である。 ・農業者の高齢化が進むなか、将来的に農業後継者の確保が困難となる。 ・高齢者が多く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・また、畦畔の草刈りも負担となっており、作業委託先の確保にも不安がある。 ・有害鳥獣による農作物被害が多い。 【当地区で営農する認定農業者】 2人 【主な作物】水稲、地大豆、飼料作物
(下畑) ・集落外の認定農業者が約2割の農地を受託しているが、当該農地の水路・農道・法面・水管理作業については、集落内農家により行われている。
(下西谷) ・現在は、2名の中心経営体が農地の大半を引き受けている状態である。引き受け農地を交換して、面的集約すれば効率化されるが現実には難しい。 ・イノシシ被害が多く、防護柵の設置については、学生ボランティアに依頼している。 ・同居家族がいるが将来の農業の話をしたことがなく、後継者となるかは不明である。
(上西谷) ・将来的には、高齢により各個人では農地が維持できなくなり、本地区の大半を経営している認定農業者へ委託希望が増えると予想される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

(全体)

- ・担い手に農地を任せる一方、畦畔管理、水路・農道の維持管理等は地域で行い、担い手と地域全体の協力により農地を維持していく。
- ・地域は畦畔管理、水路・農道の維持管理、鳥獣被害対策について、農家以外にも協力を仰ぐ。
- ・水稻、大豆、飼料作物を中心に作付けし、維持管理が困難な農地については、将来的に永年性作物や林地化を検討する。

(久原)

- ・水路・農道・法面等の管理について、非農家にも作業協力を仰ぐ。
- ・集落内の農地の見える化を実施。集落内の耕作地図を作成し、毎年更新していく。
- ・利用権設定時に、農地の貸借についての覚書を作成する。

(曹源寺)

- ・農地の貸付等の意向が確認された農地は、3筆、10aあり、集落での話し合いにより守るべき農地として維持することとする。
- ・鳥獣被害対策については、農家以外にも協力を仰ぎ、捕獲体制の構築に取り組むこととする。
- ・畦畔管理の省力化に取り組む。

(加谷)

- ・鳥獣被害対策については、農家以外にも協力を仰ぎ捕獲体制の構築に取り組むこととする。
- ・水路、農道の管理は、集落が中心になって行うが、農家以外の方にも協力を仰ぐ。

(穴鴨)

- ・現状の中山間直接支払制度の対象農地は、5年後以降も維持することし、集落の守るべき農地として、位置づけ様々な対策に取り組む。
- ・畦畔、水路、農道管理については、農家以外にも協力を仰ぎ、管理体制の構築に取り組むこととする。
- ・機械共同組合の機械装備の充実を図り、農家以外の若者の参画を呼び掛けるなど、集落営農組織として組織再編を検討する。
- ・鳥獣対策を強化するため、防護柵の設置箇所を増やし、侵入防止を強化するとともにハンターと連携し鳥獣捕獲にも協力する。

(三軒屋・大谷)

- ・集落および隣接集落との話し合いを進め、集落営農組織化に取り組む。

(田代)

- ・農地維持が困難な場合は、集落での話し合いにより、担い手に依頼、共同作業により維持出来るように努める。
- ・鳥獣被害対策については、捕獲体制の構築に取り組むこととする。
- ・農業機械の共同利用、作業の共同化を進め負担軽減を図る。

(下畑)

- ・農地の貸付等の意向が確認された農地については、集落と集落外認定農業者(担い手)との話し合いにより、管理作業等の役割分担を決めて、集約していく。
- ・農家以外にも協力を得て、水路・農道・法面等の維持活動を継続し、担い手を支援する。

(下西谷)

- ・集落での話し合いにより守るべき農地を明確にし、その農地については維持することとする。
- ・集落内の若者世代に農業への関心をもってもらえるよう話し合いを行う。
- ・鳥獣被害対策については、引き続き学生ボランティアに依頼する。

(上西谷)

- ・有害鳥獣については、メッシュ柵の設置により、手間が軽減できる方法を検討する。

(福山)

- ・農地利用は認定農業者が行うが、水路の維持管理は地権者と耕作者が協力して行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者、集落営農組織、三朝町水田農業担い手協議会会員を中心に集積・集約しつつ、地域内の農業を担う者として期待される中小規模の経営体も視野に入れ集積を図る。 集落での話し合いにより、守るべき農地を明確化する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	53	%	将来の目標とする集積率
			54 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落内の話し合いにより各担い手の農地の集約化を促進し、団地数の減少を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
(久原)	・集落内の農地は、中心経営体である認定農業者が担うが、畦畔の草刈り、用排水路の管理は地権者の責任のもと管理するよう検討する。
(曹源寺)	・集落の農地利用については、今後も集落外の認定農業者が担う割合が増えると予想される。 ・集落営農組織の立ち上げを検討する。
(加谷)	・集落の農用地利用については、集落外の認定農業者に依頼して農地維持を図る。
(穴鴨)	・当面は、中心経営体である認定農業者、集落の担い手3名に農地を集約することとする。 ・機械の共同利用組織は既に存在するため、この組織ベースに機能強化し、集落営農組織として再編し、農地の集約化を行う。
(三軒屋)	・同地区内の中心経営体に委託することも考慮しつつ、機械の共同利用も検討していく。
(田代)	・集落営農組織の立ち上げや、機械の共同利用を検討する。
(下畑)	・集落内農地の一部は集落外認定農業者によって維持されているが、今後とも引き受け可能であると意志表示しており、最終的には集約化していく。 ・集落営農は困難であるが、現在の中山間直接支払制度を活用し共同作業により担い手をサポートして行く。
(下西谷)	・集落の農地利用については、今後も2名の中心経営体が担う。 ・集落営農組織の立ち上げや、機械の共同利用を検討する。
(上西谷)	・後継者の不足により、集落外認定農業者へ農地管理を委託することとなる。
(福山)	・集落の農地利用については、近い将来認定農業者が全て担う。
(2)農地中間管理機構の活用方法	
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に担い手への農地集積を進める。	
(3)基盤整備事業への取組	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)					
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等	
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他	
【選択した上記の取組内容】					
(全体) ①鳥獣被害防止対策については、防護柵の設置を共同で行い、効果的な柵の設置を行うとともに、設置後は点検、補修、管理を徹底する。また、ハンターとも連携し捕獲体制の構築に取り組む。					
(曹源寺)(加谷) ①鳥獣被害対策については、農家以外にも協力を仰ぎ、捕獲体制の構築に取り組むこととする。(再掲)					
(穴鴨) ①鳥獣対策を強化するため、防護柵の設置個所を増やし、侵入防止を強化するとともにハンターと連携し鳥獣捕獲にも協力する。(再掲)					
(田代) ①鳥獣被害対策については、捕獲体制の構築に取り組むこととする。(再掲)					
(下西谷) ①鳥獣被害対策については、引き続き学生ボランティアに依頼する。(再掲)					
(上西谷) ①有害鳥獣については、メッシュ柵の設置により、手間が軽減できる方法を検討する。(再掲)					

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10(4)年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	11.3 ha	ha	水稻	11.3 ha	ha		
利用者		水稻	3.2 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha		
認農		水稻・大豆・飼料作物	30.7 ha	ha	水稻・大豆・飼料作物	30.7 ha	ha		
利用者		水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha		
利用者		水稻	0 ha	ha	水稻	0 ha	ha		
利用者		水稻	3.7 ha	ha	水稻	3.7 ha	ha		
利用者		水稻	1.2 ha	ha	水稻・野菜	1.2 ha	ha		
到達		水稻	4.0 ha	ha	水稻	4.0 ha	ha		
認農		飼料作物	0.2 ha	ha	飼料作物	0.2 ha	ha		
利用者		水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.2 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		56.4 ha	0 ha		56.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。